

出荷目標10万俵

交通事故をう 1. た・ な・

一本山、介才天、中曾根、当新田、蛇深、みのわ地区 一致ケ管根、北賀根、新長、小豆曾根、竹森、わた口地区 一夏戸、求草、下桐、木島、五分一地区 一戸崎、吉、川崎、下曾根、法崎地区 - 戸崎、吉、川崎、下質像、佐崎 池戸 - 山尾、入軽井、町軽井、高内、万善寺地区 - 松田、明ヶ谷、田頭、年友、引岡、大地、円上寺、京ケ入、矢田地区 - 十和田、郷本、山田、志戸橋、野積、寺泊、岩方、下中条地区

つた体力づ





大河

津 駅 周

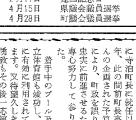
辺に

大 エ

一場団地

頭 0)



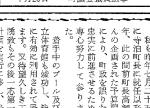




成人の日

節 分 立 春 建国記念日

国旗制定記念日





和

兀

度

0

町

財

事

予 算 は ど **(7)** よ う

[

使

わ

n

た

か

一億四千 決算額は

円

声 円

に続費 逓次 (算額 二)

へ五繰千

万七前二

で町が

私たちの税金はどうなっているか 20 39年度 96.4% 40年度 97.0%

科目別割台

36.8

2.0

1.1

9.3 4.7

9.8

3.2%

17.1 7.1 8.7

6.4

4.6

18.4

3.0

18.9

0.6

100.0

一め、地方財 納めた税金の総額56.020千円(昭和40年度) 10 親た白 2.344 極自動車板 4.8% 海岸道路 神場変出金 県支出金 6.898 たばこ演奏規2 4.001 電気ガスを 213 本村引取税 0.3%

昭和40年度一般会計決算書

算

46,481千円

83,627

2,883

17,431

4,494

2,618

1,000

22,623

9,940

231,307

26,265

19,825

14,350

10,767

6.947

40,564

10,028

231.307

1,379

国庫支出金

附入

収

歳入合計

·债

遼 出 合 計

積立金0.3%

歳

謐

货

出

2億4千2百32万8千円

2億 8百97万9千円

56.020千円

89,287

2,529

17,487

10,227

4.858

2,559

22,624

11399

23,800

242,328

35,733

18,199

13,422

9,518

38,451

6,401

39,490

8,128

9,550

1,327

208,979

6.683千円

決

昭和41年度へ繰越3千3百34万9千円

旋総総

四か百し

特別会計

E E 三四

上 漁 礁

中、下は 完成した海岸道路

て ら

> ク ら ŧ な

強 け

制

保

険に

れ

れ

ませ

h

補者め入被

飼いましよう

のお 法き ()

回

く知り

ら

寬)

さ)

ま)

の〕

托針

と

本

の〕

空庵〕

12

ゔ

(·)

て)

んが 刻 まれの「原田勘平

内数

の 煙

が 七

〇万円に

一万円近くの税金 一万円近くの税金 一万円近くの税金 でおります。 におります。 が当町内でたばこ

















20才~34才まで月100円が200円に 35才~59才まで月150円が250円に

年金額等が下記のようにかわります。 福祉年金の引上げは ●老令福祉年金では 年額1万5千6百円が1万8千円に。 (月にしますと1千3百円が1千5百円に)

●障害福祉年金では (月額2千円が2千2百円に)

●母子福祉年金では 年額1万8千円が2万4百円に。 ●準母子福祉年金 年額1万8千円が2万4百円に

年額2万4千円の年金額が支給されることになっていたのが、昭和42年1月以後は年6万円の年金 (目にしますと2千円が5千円に) 千円が9万6千円に

(月韜9千円が5千円に)

●母子・準母子年金の場合も、今までの (月額1千6百円が4千6百円に) 税 ●遺児年金の場合も、今までの

た額の半額。

改正されます。尚国庫負担分もこの半額となります 役場住民課へお問合せ下さい。

年額2万4千円が2万6千4百円に。

(月額1千5百円が1千7百円に)

(月類1千5百円が1千7百円に) 加出年金関係では

より寺泊町体育館完成国民年金特別融資に ●障害年金の場合も、今まで 年額1万9千2百円が5万5千2百円に。

年額1万2千円が3万円に。 (月額1千円が2千5百円に)

今月から国民年金の 保険料が上ります

昭和42年1月より国民年金法が改正になり保険料

●老令年金の給付額は、今まで、25年間保険料を納 付したときは、

額が支給されることになり、二倍半の増額となっ 同じく40年間保険料を納めた人の場合も年額4万 (月額3千5百円が8千円に)

最低保障としての年金額が二級の障害程度の場合 年額2万4千円が6万円に改正された。

●寡婦年金でも、老令年金の算定方法により計算し このように年金額が2倍半も引き上げられると、 保険料の額のほうもそれに見合つた引き上げが必要 となりますので、今までの保険料の

性質別歳出 普通建設 24.0% 貸付金1.8%

入った金 地方交付税 歳 入 操越金 町税 23.1%

た金 その他 10.3% 教育費 18.9% 歳出 惠林費 6.4 土木費 民主教 衛生費 総務費 17.1% 8.7%

内訳 丁 分担金及負担金0.5% 手 数 料 1.1% 財産収入 2.0% 寄 附 金1.1% 繰入金0.2%

議会費 3.2% 労働費 3.5% 消防費 3.0% 諸支出金 0.6%